一般社団法人京都府薬剤師会会長 様

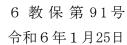
京都府教育委員会 教育長 前川 明範

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について

別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から通知がありましたので お知らせします。

また、各市町(組合)教育委員会教育長及び各府立学校長宛て通知しましたので併せてお知らせします。

担	当	保健体育課
		健康安全教育振興係
電	話	(075) 414-5874





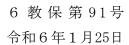
各市町(組合)教育委員会教育長 様

京都府教育委員会 教育長 前川 明範

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について

別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から通知がありました。 つきましては、必要に応じて所管の学校等に周知していただくようお願いします。

担	当	保健体育課
		健康安全教育振興係
電	話	(075) 414-5874





各府立学校長 様

京都府教育委員会 教育長 前川 明範

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について

別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から通知がありましたので、適切に対応してください。

担	当	保健体育課
		健康安全教育振興係
電	話	(075) 414-5874